

平成30年度 共同利用・共同研究公募要領  
高知大学海洋コア総合研究センター  
「地球掘削科学共同利用・共同研究拠点」

高知大学海洋コア総合研究センター（以下「センター」という。）は、センター設置の分析機器群を活用し地球掘削科学および関連分野の発展に資する研究を推進するため、「地球掘削科学共同利用・共同研究拠点」を運営しています。

この度、平成30年度に本拠点で実施する研究課題を下記のとおり募集します。

記

1) 公募研究課題

公募は、次のいずれかに関連する研究を対象とします（センター教員・研究者と共同で行う研究（科学研究費補助金など競争的資金等による研究を含む）を含みません）。

- a) 国際深海科学掘削計画（IODP）および国際陸上科学掘削計画（ICDP）に関わる地球掘削科学に関する研究
- b) IODP/ICDP 以外の地球掘削科学に関する研究
- c) 地球惑星科学に関する基礎研究
- d) 海底エネルギー・鉱物資源に関する研究
- e) 地球惑星科学・生命科学など分野横断型研究

2) IODP 特別支援枠

平成29年度より「IODP 特別支援枠」を設け、IODP（DSDP/ODP レガシーコア含む）試料を用いた共同利用・共同研究課題に対して、希望がある場合は、旅費・滞在費・消耗品費の一部を支援します。IODP 特別支援を受けることを希望する方は、共同利用・共同研究課題申請書・実施計画書（以下「申請書」という。）の該当箇所にチェックマークを付記してください。その課題に対して課題選定委員会での評価に基づいて、IODP 特別支援の可否および支援額を決定します。なお、限られた予算内での支援のため、滞在費は実費程度（キャンパス内宿舍宿泊費など）に調整させていただきます。

3) 利用施設・設備

センター設備のうち利用可能な設備は、センターウェブページ(※)の主要設備一

覧を参照してください。

※ [http://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/cooperations/zenkyo\\_index.html](http://www.kochi-u.ac.jp/marine-core/cooperations/zenkyo_index.html)

(参照ページ: 高知大学海洋コア総合研究センターホームページトップ→共同利用→全国共同利用のご案内→センター主要設備一覧・実験室名など)

なお、平成 28 年度から先端研究基盤共用促進事業（文部科学省科学技術・学術政策局）に採択され、センターと国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「JAMSTEC」という。）との連携による「高知コアセンター分析装置群共用システム（以下「共用システム」という。）」（URL：<http://www.kochi-core.jp/kyoyo/index.html>）を導入し、センターと JAMSTEC が保有する機器の共用化を図っています。そのため、平成 29 年度の研究課題から、JAMSTEC が保有する一部の機器が利用可能となりました。ただし、共用システムを介した機器利用については経費の負担が必要となります。**詳細は、受入担当者（機器担当者）とご相談ください。**

また、施設・設備の利用においては、「高知大学海洋コア総合研究センター共同利用・共同研究の手引き」及び高知大学海洋コア総合研究センター長（以下「センター長」という。）の指示に従ってください。

#### 4) 研究実施期間

[前期]

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの一定期間です。

[後期]

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの一定期間です。

#### 5) 応募資格

- a) 大学及び学術研究機関に属する研究者（大学院生を含む）
- b) センター長が適当と認めた者

注) 大学院生は申請者及び分担者になることができます。学部学生は申請者になることはできません。

#### 6) 応募方法

申請に当たっては、センター受入担当者と十分な打合せを行った上で、様式 1 により平成 30 年度申請書を作成し提出してください。

申請書の作成に当たっては、科学研究費補助金の応募書類作成に準じて焦点を絞り具体的かつ明確に記載してください。大学院生が申請者となる場合は指導教員の指導を受けてください。

申請書は E-mail にて下記アドレスに提出してください。E-mail の題名は「共同利用・共同研究申請」としてください。

## 【提出先】

〒783-8502 高知県南国市物部乙 200

高知大学海洋コア総合研究センター共同利用・共同研究拠点事務局

Tel: 088-864-6712

E-mail: core-kyodo@kochi-u.ac.jp

なお、採択された場合には、所属長の承諾書を提出いただくこととなりますので  
ご留意願います。

### 7) 法令等の遵守の義務について

採取に際し、法令等の遵守が義務づけられている試料（生物試料を含む）に関し  
ては、その遵守の該当の有無を申請書の「法令等の遵守の義務」欄に記入してくだ  
さい。

具体例としては、

- ① ワシントン条約において規制されている動植物、加工製品等（サンゴやシャ  
コ貝、象牙など）

<関係 URL>

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/  
06\\_washington/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html)

- ② 世界遺産や国の史跡・名勝・天然記念物等で採取した岩石・鉱物・生物など  
の地質・生物試料等

- ③ 国立・国定公園、特別保護区等で採取した岩石・鉱物・生物などの地質・生  
物試料等

また、申請者は「生物多様性条約」及び名古屋議定書に定められた遺伝資源への  
アクセスと利益配分（特に海外の遺伝資源を扱う場合）に基づいた対応、措置を行  
ってください。名古屋議定書の内容については以下のサイトを参考にしてください。

<https://www.cbd.int/abs/>

- ④ 植物防疫法（第7条）に係る試料（土壌サンプル）等

### 8) 申請書提出期限

申請書提出の締切は、下記のとおりとします（期限厳守）。【様式 1-1, 1-2, 1-3, 1-4】

[前期／前期及び後期] 平成30年2月28日（火）

[後期] 平成30年8月31日（金）

ただし、センター長が学術的に重要かつ緊急性があると認めるものに対しては、  
随時、申請書の提出を受け付けます。この場合、原則として利用希望開始日の1ヶ

月前までに申請書を提出してください。【様式 3-1, 3-2, 3-3, 3-4】

#### 9) 採否の決定等

高知大学海洋コア総合研究センター課題選定委員会における審議を経て、センター長が採否を決定し、各応募者に E-mail で通知します。

〔前期／前期及び後期〕平成 30 年 3 月下旬予定

〔後期〕平成 30 年 9 月下旬予定

〔随時受付〕申請書を受理してから約 3 週間後

採択者は、採択通知受領後、誓約書及び所属長の承諾書を速やかに提出してください。

採択者は、センター受入担当者と調整の上、センターの施設・設備の利用日時を確定してください。なお、諸事情により利用期間内にセンターの施設・設備を利用できないことが確定した場合には、その旨を文書（利用できない理由も含め）で事務局までお申し出ください。

なお、採択番号・課題名・申請者氏名・所属（職名）については、センターのウェブページに掲載させていただきます。掲載を望まない事項がある場合は、事務局までお申し出ください。

#### 10) 申請内容の変更

採択後、センター利用者の追加・変更を含め申請書の内容を一部変更しようとする場合には、利用前に速やかにセンター受入担当者に相談の上、変更申請書を事務局まで提出してください（なお、内容によっては変更が認められない場合があります）。

#### 11) 経費負担

採択課題に対しては、設備の利用および技術の提供に関わる経費は無料とします。研究に必要な消耗品等の経費は、原則として利用者負担とします。「IODP 特別支援枠」については、2) 項を参照してください。

センターが主催するシンポジウム等で、研究成果の発表をしていただくことができますが、その際には発表者に対して旅費の支援を行う予定です。

#### 12) 知的財産権の取扱

原則として、利用者の所属する機関の発明等に関する規程により、知的財産権は利用者又は利用者の所属する機関に帰属することとなります。ただし、本学研究者等の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱いについては、本学と別途協議する必要があるため、高知大学発明規則第 2 条第 1 号に規定する発明等が生じた又は生じる可能性がある場合には、速やかに事務局にお申し出ください。また、利用者の所属する機関等が単独で出願等の手続きを行おうとする場合には、当該発

明等に係る知的財産権出願等の前に、あらかじめ事務局にお申し出ください。

注) 高知大学発明規則第2条第1号に規定する「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・特許権の対象となるものについては発明
- ・実用新案権の対象となるものについては考案
- ・意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
- ・品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成
- ・ノウハウを対象とするものについては案出

### 13) 成果報告

申請者は、様式2により共同利用・共同研究成果報告書を平成30年6月30日までに作成・提出してください。提出された共同利用・共同研究成果報告書の内容は、センターの報告書（年報）に掲載されます。なお、センターが主催するシンポジウム等で研究成果の発表をしていただくことがあります。

共同利用・共同研究の成果を学術雑誌等に発表される場合には、センターの共同利用・共同研究に基づく研究成果であることを次のように謝辞に付記していただくと共に、論文・報告等の別刷りまたは写しをセンターに2部提出していただきます。当該論文の著者・所属・共著者・論文タイトル・掲載誌名巻号・該当課題番号等は、センターのウェブページに掲載されます。

和文：本研究は高知大学海洋コア総合研究センター共同利用・共同研究（採択番号）のもとで（海洋研究開発機構の協力により）※ 実施されました。

英文：This study was performed under the cooperative research program of Center for Advanced Marine Core Research (CMCR), Kochi University <Accept No. > （with the support of JAMSTEC）※.

括弧書き※部分については、主要設備一覧中#印のついている設備を使用した場合にのみ記載してください。

高知大学と国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）は、センター施設を共同で管理運営しており、当該施設に対して「高知コアセンター」という共通名称を用いています。共同利用・共同研究は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の協力を得て実施されます。